

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名

千葉県教育委員会

概 要

モデルスクールの概要（平成 28 年 2 月 1 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	浦安市立南小学校	955 名	45 名
2	浦安市立東小学校	705 名	31 名
3	浦安市立明海小学校	312 名	22 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

モデル校 A 校は、歴史と伝統があり、市内で最も規模の大きい学校である。特別支援学級を中心とした一人一人の教育的ニーズに応じた教育の実施、多様な学びの場をつくるための校内体制の在り方についての研究を行っている。また、交流及び共同学習が計画的に実施されるよう基礎的環境づくりや教室環境の見直し、特別支援教育の視点を意識した授業研究を実施し、教職員の専門性・指導力の向上に努めている。

モデル校 B 校は、LD・ADHDの通級指導教室を開設しており、通級指導教室に通う児童に対する合理的配慮の蓄積と、通級指導教室のある学校としての校内体制の整備を進めている。通級指導教室担当者・学級担任・養護教諭等、校内の連携の充実を図り、成果を上げている。

モデル校 C 校は、特別支援学級開設以来、全校職員で交流及び共同学習に計画的に取り組んでいる。特別支援学級と通常の学級における転籍に関しては、個別の指導計画をもとに柔軟に対応しており、連続した多様な学びの場の提供に努めている。インクルーシブ教育システム構築に向けた教育の日常化を目標に、「毎日の給食交流」といったできるだけ継続可能な交流の場の工夫や、どの児童にもわかる授業づくり・校内体制づくりの在り方について研究を進めてきた。また、通常の学級の担任と特別支援学級の担任が互いに出向いて授業を行うことで、教員相互・児童相互の理解を深めている。合理的配慮については、弱視のある児童の事例を蓄積している。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

本委託事業を円滑に推進するための環境を整え、以下のとおり合理的配慮協力員・教科指導員等の人的配置及び実践研究の指導・支援を行った。

- ・合理的配慮の実践に向けた校内体制の整備及び具体的な指導・助言を行うため、専門的知識・経験を有する合理的配慮協力員や教科指導員を配置した。3名の合理的配慮協力員は、モデル校での授業参観、相談によるアセスメントやフィードバック、研修会の講師等に、延べ95回参加した。教科指導員は2校に1名の配置であったが、延べ23回参加した。
- ・全教科・領域の指導主事が学校訪問の際、特別支援教育の視点を生かした授業づくりや、個々のニーズに応じたICTの効果的な活用について指導・助言を行った。
- ・モデルスクール及び市内の教職員に対し、各モデル校の授業公開等の情報提供や、国立特別支援教育総合研究所のインクルーシブ教育システム構築支援データベースの紹介等を行った。また、特別支援教育担当の指導主事による巡回研修会や特別支援教育コーディネーター研修会で、基礎的環境整備としてのユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりや合理的配慮事例等について取り上げた。

【モデルスクールとして行った取組】

- ・特別支援学校のセンター的機能を活用し、本研究の円滑かつ効果的な推進を図った。
- ・個別の指導計画等を基に、市のスクールカウンセラーや支援員などの人的支援を生かした、適切な合理的配慮が提供できるような組織づくりに努めた。
- ・連携協議会において、実践と課題を報告し、合理的配慮協力員や県の特別支援教育担当指導主事等の連携協議会会員から、具体的な指導・助言を受け、取組の改善を図りながら取り組んだ。
- ・合理的配慮協力員や教科指導員による授業参観及びフィードバックにより、教員の指導力の向上や合理的配慮の効果的な提供につながった。
- ・ケース検討会、関係者会議の充実を図った。
- ・障害理解教育を行うことで、対象児童の障害について学級・学年の児童が学ぶことができ、合理的配慮の実践につながった。
- ・当該児童や保護者との面談をとおり、共通理解を図りながら個に応じた合理的配慮を検討した。
- ・どの児童にもわかる授業づくりや、どの児童にも安心できる居場所となる学級づくりを行うための校内研修会を実施し、教職員一人一人の指導力向上を図った。また、教室内の環境整備の統一化を進めた。

3. 成果及び課題

【成果】

- ・文部科学省委託事業を受託している地域、学校の担当者を集めての会議を開催し、インクルーシブ教育システムの構築や特別支援教育推進における課題等について協議し、研究成果の周知及び基礎的環境整備、合理的配慮の提供の在り方等について理解推進を図ることができた。
- ・特別支援教育実践発表会では約 250 名の参加者があり、取組内容や合理的配慮の事例を報告し、県内の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校や関係機関等の職員に研究成果の普及を図ることができた。
- ・それぞれの事例において、学校が合理的配慮協力員や関係機関との連携をとり、専門的多角的な視点から合理的配慮について検討し、意図的、継続的に合理的配慮を提供できるよう取り組むことができた。
- ・対象児童への合理的配慮の提供に向け、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用し、保護者と定期的に相談する時間を設け、効果的な支援方法を検討・実施することができた。
- ・対象児童への合理的配慮の実践に向けて取組んだ「学級・授業づくり」は、学級内のどの児童にとっても、落ち着いて安心して学習できる環境づくりとして効果があった。
- ・ケース検討会を校内委員会に位置づけ、計画的・継続的に実施することができた。複数の教職員で気になる児童の支援方法について協議し、合理的配慮協力員から適切な助言を受けられたことは、教職員が合理的配慮について学ぶことにつながり、支援の日常化に向けた取組として効果があった。
- ・モデル校が授業公開をすることで、市内外に基礎的環境整備や合理的配慮について具体的に発信することができた。
- ・管理職等が積極的に「インクルーシブ教育システム構築」をテーマにした研修会を実施し、実践に生かすことができた。

【課題】

- ・合理的配慮や基礎的環境整備、インクルーシブ教育システムについての理解は進んできているがまだまだ十分とは言い難く、事例集の作成や研修会の開催等を通して、更に理解推進を図る。
- ・合理的配慮の引継ぎは、児童生徒の将来を見据えて行うこと、小・中連携教育や生徒指導の視点などを生かした取組となることが大切である。校内及び関係機関との連携の在り方を検証し、実践化を図っていく。また、幼稚園や認定こども園・保育園との引継ぎも同様の考え方で行う。
- ・学習やコミュニケーション面で困難さのある児童への合理的配慮として、ICTの効果的な活用方法を検討する。
- ・本市の教職員が、合理的配慮の提供等について理解し推進していけるように、本市の本事業報告書及び国立特別支援教育総合研究所のデータベースを、積極的に活用できるような働きかけを工夫していく。